（前のページより続き）

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同五三**）　三五

○輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令（**経済産業**四六）　三六

○家庭用品品質表示法の規定に基づく権限の委任に関する省令（**同**四七）　三六

○経済産業省組織規則の一部を改正する省令（**同**四八）　三七

○経済産業省定員規則及び経済産業省定員規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（**同**四九）　三七

○経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**五〇）　三八

○国土交通省組織規則の一部を改正する省令（**国土交通**五二）　三九

○旅行業法施行規則及び国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**五三）　四〇

○国土交通省定員規則の一部を改正する省令（**同**五四）　四〇

〔**規　則**〕

○不当景品類及び不当表示防止法に規定する公正競争規約の認定の取消しに係る聴聞及び排除命令に係る弁明の機会の付与に関する規則等を廃止する等の規則（**公正取引委**六）　四一

○地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則及び運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則の一部を改正する規則（**国家公安委**七）　四二

〔**告　示**〕

○個人情報の保護に関する法律の規定に基づき内閣総理大臣の所掌に係る権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件（**内閣府**三四一）　四二

○内閣府本府の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件（**同**三四二）　四三

○内閣総理大臣の所掌に係る行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章第一節から第三節までに定める権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件（**同**三四三）　四三

○災害対策基本法第二条第三号の規定により内閣総理大臣が指定する指定行政機関の件の一部を改正する件（**同**三四四）　四四

○株式会社企業再生支援機構支援基準（**内閣府・総務・財務・厚生労働・経済産業**一）　四四

○金融機関等が対象事業者に行おうとする資金の貸付けが当該対象事業者の事業の継続に欠くことができないものであることを確認するための基準を定める件（**内閣府・総務・財務・経済産業**一）　四四

○機構がその特定関係者との間で機構の取引の通常の条件に照らして機構に不利益を与える取引又は行為を行うことについて、主務大臣が必要なものとしてあらかじめ定める場合を定める件（**同**二）　四四

○不当景品類及び不当表示防止法第二条の規定により景品類及び表示を指定する件の一部を改正する件（**公正取引委**一三）　四五

○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（**財務**二八〇～二八二）　四六

○繊維製品品質表示規程の一部を改正する告示（**経済産業**二七四）　四七

○雑貨工業品品質表示規程の一部を改正する告示（**同**二七五）　四七

○建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定等に関する件（**国土交通**九六五）　四八

本号で公布された法令のあらまし

◇**銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第二二三号）（警察庁）　四八

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成二〇年法律第八六号）の施行期日は、平成二一年一二月四日とすることとした。

◇**銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令**（政令第二二四号）（警察庁）　四九

一　銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正関係　四九

1　猟銃の所持に係る規定の整備　四九

(一)　技能講習を受ける必要がない者に関する規定の整備　四九

銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第五条の二第三項第一号の政令で定める射撃競技は国民体育大会の射撃競技とし、同号の政令で定める者は猟銃の所持の許可を受けようとする者の住所地の所在する都道府県における日本体育協会の加盟地方団体とした。（第一三条関係）　四九

(二)　技能講習の内容等に関する規定の整備　四九

(1)　都道府県公安委員会は、技能講習を受けることができる者に対し、あらかじめ技能講習の実施の日時、場所その他技能講習について必要な事項を通知することとした。また、技能講習は科目ごとに定められた事項を行うこととした。（第二一条関係）　四九

(2)　技能講習修了証明書の交付は、当該事項を修得したと認定された者に対して行うこととした。（第二二条関係）　五〇

(3)　技能講習に関する事務のうち、都道府県公安委員会が当該技能講習に係る種類の猟銃に係る教習射撃場を管理する者に行わせることができる事務は、講習の課程を修了したかどうかの判定に関する事務及び技能講習修了証明書の交付に関する事務以外のものとした。（第二三条関係）　五〇